

「学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会」設置要綱

(設置)

第1条 学校における食物アレルギー対応に関する課題を把握し、支援体制の充実を図ることを目的として、「学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 学校における食物アレルギー対応を推進するための課題の整理、検討
- (2) 学校における食物アレルギー対応を推進するためのその他の取組

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討委員会に委員長を置き、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長をもって充てる。
- 3 検討委員会に副委員長を置き、委員の中から互選する。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該年度の3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員長は、検討委員会を招集し、議長を務めるものとする。

- 2 委員長は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、埼玉県教育局県立学校部保健体育課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

別 表（第3条関係）

医 師
学識経験者
義務教育諸学校 校長
県立学校 校長
義務教育諸学校 栄養教諭（学校栄養職員）
県立学校 栄養教諭（学校栄養職員）
義務教育諸学校 養護教諭
県立学校 養護教諭
保健医療部疾病対策課 課長
保健体育課 課長